

施設使用料に係る減免基準の統一化について（案）

1. 経緯

現在の施設使用料に係る減免制度は、市として統一した基準がなく、各施設の設置目的に照らして個別に減免を行っている。

また、統一的な基準による地方公会計では、令和元年度決算における本市の受益者負担比率が2.9%となっており、近隣市町の平均値3.7%に比べ低い数値である。

2. 目的

現行の受益者負担の状況を踏まえ、本市の施設使用料の減免制度について、「受益者負担の明確化・公平性の確保」のため、その基準の統一化を図る。

3. 減免基準（案）

施設の使用料については減免制度を設けているが、施設を利用する人と利用しない人の公平性を確保する観点からも、減免制度はあくまでも「受益者負担の原則」の例外として、真に必要な場合に限定して、特例的に適用されるべきである。

よって、減免の適用については、公平性と公正性を確保することに加え、施設の利用者と管理者にとってわかりやすい制度とする必要があることから、減免率は100%減免と50%減免の2種類とする。

4. 対象施設

対象施設は、基本指針において選択的サービスの性質として使用料を算定している施設のうち、主に貸室としての使用に供する施設と体育施設とする。なお、条例上で原則無料と定めのある施設を除く。

また、指定管理者制度を導入する施設における使用料又は利用料金の減免の取扱いについても、原則として本減免基準の基本的な考え方を反映したものとする。

文化センター・東鳥取公民館・西鳥取公民館・尾崎公民館・総合体育館・中央運動広場・市立テニスコート・桑畑グラウンド・桑畑テニスコート・各市営プール・地域交流館・各住民センター

文化センター、公民館、地域交流館、住民センター 施設使用料減免率に係る新旧対照表

【改正前】文化センター	
規定内容	減免率
市議会及び地方自治法に定められた執行機関が使用するとき	100%
【対象団体例示】 阪南市、阪南市教育委員会 等	
市内の各官公庁、学校園及び社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する事業を行う団体が主催して公用又は公益を目的とする事業を行うために使用するとき	100%
【対象団体例示】 市内の小・中学校、幼稚園 等	
市の補助金を受けている障がい者団体が使用するとき	67%
【対象団体例示】 障がい者(児)団体連絡協議会 等	
社会教育法第10条に規定する社会教育団体が社会教育に関する事業を行うために使用するとき及び市補助金団体が補助の目的に合致した使用をするとき	50%
【対象団体例示】 連合婦人会、文化協会 等	
その他上記以外の団体が阪南市教育委員会が認めたとき	

※ 市立文化センターの減免については、市が減免額を指定管理料（文化センター使用料相当分）として、指定管理者に支払う必要があることから、各団体所管課において、指定管理料を予算化できていない場合、減免が適用されません。

【改正前】公民館、地域交流館	
規定内容	減免率
市議会及び地方自治法に定められた執行機関が使用するとき	100%
【対象団体例示】 阪南市、阪南市教育委員会 等	
市内の各官公庁学校園及び社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する事業を行う団体が主催して公用又は公益を目的とする事業を行うために使用するとき	100%
【対象団体例示】 市内の小・中学校、幼稚園 等	
社会教育法第10条に規定する社会教育団体が社会教育に関する事業を行うために使用するとき	50%
【対象団体例示】 連合婦人会、文化協会 等	
市長（地域交流館）あるいは教育委員会（公民館）が減免することが適当と認めるとき	50%
【対象団体例示】 自治会、老人クラブ連合会、公民館登録団体 等	
市長（地域交流館）あるいは教育委員会（公民館）が減免することが適当と認めるとき	67%
【対象団体例示】 障がい者(児)団体連絡協議会、公民館登録団体 等	

【改正前】住民センター	
規定内容	減免率
地区住民自治組織が総会、役員会その他の会議に使用するとき	100%
【対象団体例示】 自治会 等	
社会教育関係団体、社会福祉団体その他の団体のうち、市長があらかじめ住民センターの使用を認めた団体が総会、役員会その他の会議に使用する場合及び住民相談に使用するとき	100%
【対象団体例示】 阪南市社会福祉協議会 等	
(1)交通安全活動又は防犯活動で使用するとき (2)地域の美化活動で使用するとき (3)地域の文庫活動による図書の貸出しで使用するとき (4)祭礼関係で使用するとき(9月又は10月に使用するときに限る)	100%
【対象団体例示】 防犯委員会 等	
その他上記以外の使用で市長が認めたとき	100%



【改正後】各施設共通	
規定内容	減免率
市議会及び地方自治法に定められた執行機関が主催し使用するとき	100%
【対象団体例示】 阪南市、阪南市教育委員会 等	
市議会及び地方自治法に定められた執行機関が共催し使用するとき	50%
【対象団体例示】 阪南市、阪南市教育委員会 等	
市内の各官公庁、学校園、保育所が主催で公用又は公益を目的とする事業を行うために使用するとき	100%
【対象団体例示】 市内の小・中学校、幼稚園 等	
団体が施設の指定管理者となっている場合において、その団体が当該施設の設置目的に沿った事業で施設を使用するとき	100%
【対象団体例示】 各施設の指定管理者	
社会教育法第10条に規定する社会教育団体が社会教育に関する事業を行うために使用するとき	50%
【対象団体例示】 連合婦人会、文化協会 等	
社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する事業を行う団体が主催し、公用または公益を目的とする事業を行うために使用するとき	50%
【対象団体例示】 社会福祉協議会 等	
市の補助金を受けている自治会、地域福祉・防犯・防災団体、地域障がい者(児)団体等が総会・役員会の会議等で使用するとき	50%
【対象団体例示】 自治会、老人クラブ連合会 等	
市の補助金を受けている自治会、地域福祉・防犯・防災団体、地域障がい者(児)団体等がスポーツやレクリエーション活動等で使用するとき	0%
【対象団体例示】 自治会、老人クラブ連合会 等	

社会体育施設 施設使用料減免率に係る新旧対照表

【改正前】		
団 体	減 免 率	内 容
市・府・国	100%	行事・大会
体育協会関係	100%	市民対象の大会(参加費なし)
	50%	市民対象の大会(参加費あり)
	0%	府・泉南地区大会
	50%	各連盟登録団体の活動
	0%	学校開放土日4回以上使用(土日使用の場合)
スポーツ少年団	100%	市・地区・府の大会
	50%	各団の練習等の活動
中体連 (中学校体育連盟)	100%	市中体連の大会
	50%	地区・郡市中体連の大会で阪南市が担当
	0%	府中体連の大会で阪南市が担当
	0%	1中学校クラブでの活動
社会教育関係団体	100%	こども会・PTA・自治会・老人会等の行事
	50%	こども会・PTA・自治会・老人会等1団体の活動
生涯スポーツ連絡協議会	50%	1団体の活動
	50%	市民大会
	0%	地区・府大会
公民館登録団体	50%	1団体の活動
障がい児・者の団体	100%	全ての活動



【改正後】		
団 体	減 免 率	内 容
市・府・国	100%	主催行事・大会
	50%	共催行事・大会
体育協会関係	50%	市民対象の大会(参加費なし)※協会及び各連盟
	0%	市民対象の大会(参加費あり)※協会及び各連盟
	0%	府・泉南地区大会
	0%	各連盟登録団体の活動
	0%	学校開放土日4回以上使用(土日使用の場合)
スポーツ少年団	50%	市・地区・府の大会
	0%	各団の練習等の活動
中体連 (中学校体育連盟)	100%	市中体連の大会
	0%	地区・郡市中体連の大会で阪南市が担当
	0%	府中体連の大会で阪南市が担当
	0%	1中学校クラブでの活動
社会教育関係団体	50%	こども会・PTA・婦人会等の行事
	0%	こども会・PTA・婦人会等1団体の活動
生涯スポーツ連絡協議会	0%	1団体の活動
	0%	市民大会
	0%	地区・府大会
公民館登録団体	0%	1団体の活動
障がい児・者の団体	50%	全ての活動
その他の団体 (市補助金団体)	50%	自治会、地域福祉・防犯・防災団体等の行事
	0%	自治会、地域福祉・防犯・防災団体等1団体の活動